

機船船びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間 について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和 2 年宮城県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる機船船びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船 舶 の 総トン数	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さより 2 そうびき 機船船び き網漁業	別記	11 月 1 日から翌 年 3 月 31 日まで	定め なし	15 トン 未満	60	県内に住所を有する者

※ 別記

次に掲げる区域を除く宮城県沖合海面

- ① 石巻市尾崎走ヶ崎突端と石巻市北上町十三浜字白浜前見岬（白浜漁港防波堤基部）を結ぶ線以西の長面浦を含む海域
- ② 石巻市佐須浜尾崎突端から石巻市雲雀野町 1 丁目（旧北上川河口）西防波堤突端を結ぶ線以北の万石浦を含む海域
- ③ 東松島市唐戸島南端と宮城郡七ヶ浜町花淵埼突端を結ぶ線以北の松島湾を含む海域
- ④ 亘理郡亘理町荒浜漁港南導流堤基部を中心とした半径 1,100 メートルの円内の海域及び鳥の海の全域
- ⑤ 全ての区画漁業権の区域
- ⑥ 小型機船底びき網漁業許可受有船にあっては、金華山頂上を通る緯線以北の海域

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 8 月 2 0 日から令和 7 年 9 月 1 9 日まで